

平成 22 年 11 月 15 日

「ドナー休暇」制度を導入

第一生命保険株式会社（社長：渡邊 光一郎）は、当社職員に対する社会貢献活動の支援を一層充実させるべく、平成 22 年 12 月 1 日より全職員を対象に「ドナー休暇制度」を新設します。「ドナー休暇制度」とは、職員がドナーとして骨髄液や臓器を提供する際に要する相当の期間について、通常の年次有給休暇とは別の特別有給休暇として取り扱うものです。

当社では、従来から全国各地の職員がさまざまなボランティア活動を実施していますが、この度、希望する患者に対し骨髄移植（※）をする機会を少しでも増やしたいとの考えから、第一生命ボランティア活動「命のバトンリレー・骨髄バンクドナー登録」を推進しています。当休暇制度により、骨髄ドナー登録をした職員が骨髄提供に関わる検査や入院に必要な日数を特別有給休暇扱いとすることで、就業上の負担を軽減することが可能となります。

なお、当休暇制度は骨髄移植に限らず、臓器移植についても同様に不特定多数の患者に対する社会貢献性が高いことから、「ドナー休暇制度」の対象としています。

今後とも、当社は、自らが地域社会の一員であることを意識し、「良き企業市民」として発展することを目指し、社会貢献活動に積極的に取り組んでまいります。

※ 白血病などの患者の骨髄液を提供者（ドナー）のものと入れ替え、正常な血液をつくる機能を回復させる治療法。骨髄提供には平均 4 日間程度の入院が必要でドナーへの負担が高いとされている。

<ドナー休暇制度の概要>

- 適用対象者 全職員
- 適用の範囲 骨髄や臓器提供に要する相当の期間
- 休暇の扱い 特別有給休暇
- 導入日 平成 22 年 12 月 1 日

以上